明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（三四）　六
○森林組合法の一部を改正する法律（三五）　三
○持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（三六）　八
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（三七）　二六
○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（三八）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（法律第三四号）（内閣府本府）

1　新たな特定事業の追加

先端的区域データ活用事業活動の実施の促進を図るべき区域において、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するために必要なものとして政令で定める基準に従い、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データ（当該区域に関するデータであって、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用されるものをいう。以下同じ。）を保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備するとともに、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供する事業（以下「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」という。）を新たに特定事業に追加することとした。（第二条関係）

2　国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当する事業をいう。）の認定（以下「特定認定」という。）を受けることができない者を定めることとしたほか、都道府県知事による特定認定を受けた者が行う当該特定認定を受けた事業の実施状況に関する立入検査等について、所要の規定を設けることとした。（第一三条関係）

3　革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に関する措置の追加

㈠　技術実証区域計画（第二五条の二関係）

(1)　国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、一定の行為を含むもの（以下「技術実証」という。）を行う事業をいう。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画（当該認定を受けた技術実証区域計画をいう。以下同じ。）に実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。）として定められた者に対し、当該認定技術実証区域計画（国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。）の内容等を記載した書面を交付することとした。

(2)　国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合は、当該技術実証区域計画について、あらかじめ、管轄地方運輸局長等に協議し、その同意を得なければならないこととしたほか、所要の規定を設けることとした。

㈡　認定技術実証区域計画に従って行われる一定の行為については、道路運送車両法、道路交通法、航空法又は電波法に規定する許可等があったものとみなすこととした。（第二五条の三～第二五条の六関係）

4　課税の特例措置の要件の見直し

課税の特例が適用される特定事業の範囲について、指定金融機関からの資金の貸付けを受けて行われるものに、利子補給契約に係る貸付けを受けて行われることその他内閣府令で定める要件に該当するものを追加することとした。（第二七条の二関係）

5　国の機関等に対するデータの提供の求め（第二八条の二及び第二八条の三関係）

㈠　認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であって、内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（以下「実施主体」という。）は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国の機関若しくは公共機関等又は国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータであって区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣又は当該関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該データの提供を求めることができることとした。

㈡　㈠の規定による求めを受けた内閣総理大臣又は関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該求めについて次に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データについて当該求めをした実施主体への提供等をすることとした。

(1)　当該データの収集が、㈠の国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

(2)　当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

(3)　当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

6　新たな規制の特例措置の求め（第二八条の四関係）

㈠　国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。以下同じ。）は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が国家戦略特別区域において新たな規制の特例措置の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができることとした。